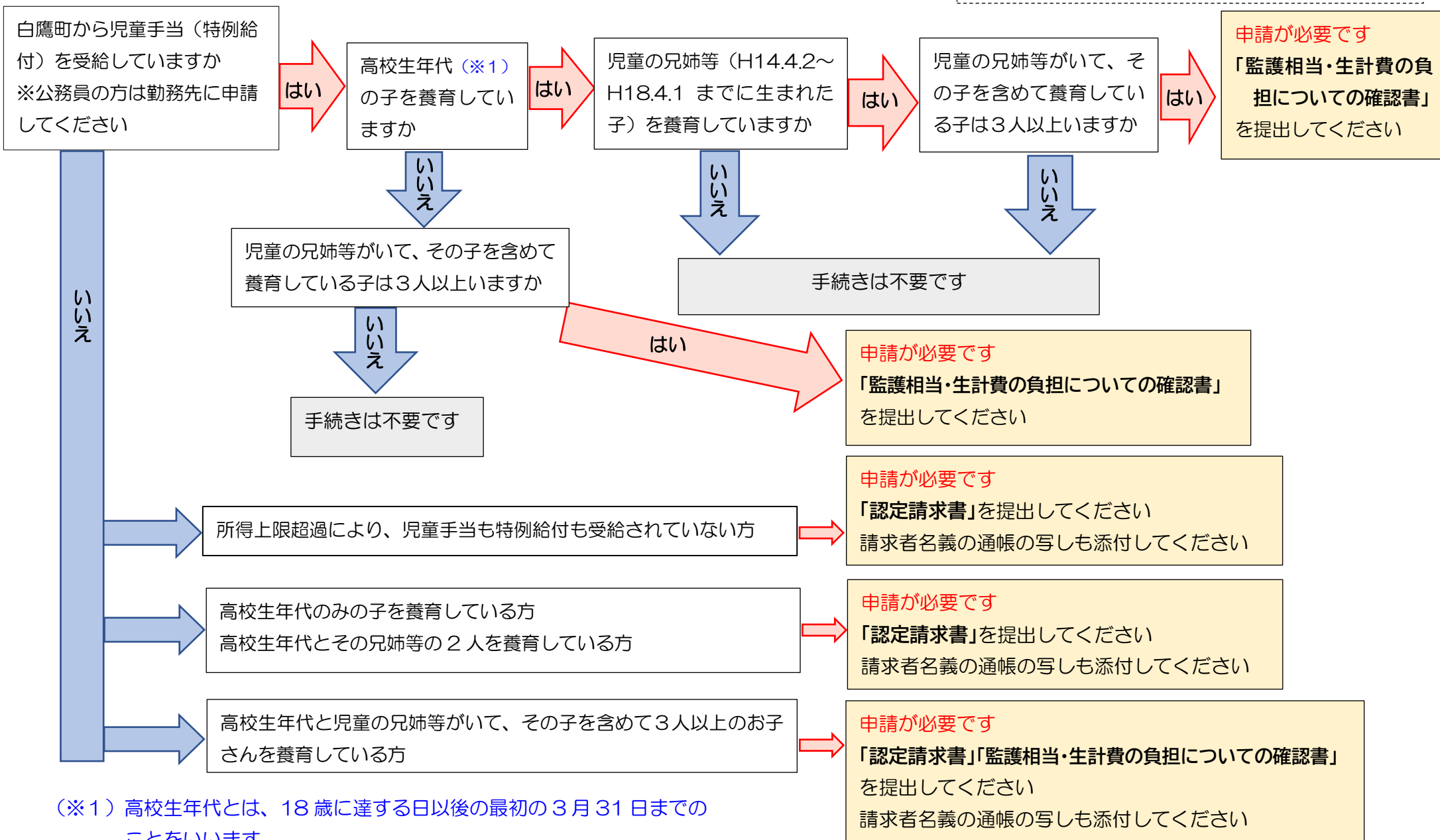


児童手当 制度改正に伴う手続き要否フローチャート

◎新たに支給対象となる高校生年代の児童について「額改定請求書」の提出が必要ですが、経過措置として令和7年3月31日まで省略します。

ここからスタート

児童を養育している方（保護者）で恒常的に所得の高い方が請求者になります



（※1）高校生年代とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までのことをいいます。